

職員旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員が命令によって出張する場合の旅費の支給について定めるものとする。

(支給額)

第2条 職員が出張した場合は、別表により旅費を支給する。

(支給方法)

第3条 旅費の支給方法については、千曲市に準ずる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（単位：円）

車賃 （1 kmにつき）	日当 （1日に月）	宿泊料 （1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
37	2,200	県内	9,800	2,200
		県外	10,900	